

生活経済学会研究大会会長賞規程

(設 置)

第 1 条 生活経済学会研究大会において、生活経済学会研究大会会長賞（以下会長賞という）を設ける。

(目 的)

第 2 条 生活経済学会の活性化の一環として、研究大会において優秀な論文報告者に対し会長賞を授与し、もって、研究を奨励しその発展をはかることを目的とする。

(会長賞の種類)

第 3 条 研究大会において応募のあった報告審査対象論文を対象として、①正会員、賛助会員、および②学生会員、準会員（共著の場合は全員が学生会員ないし準会員のこと）、それぞれの報告の中から、各一件に授与する。

(審 査)

第 4 条 審査は、研究大会会長賞選考委員会が行い、結果を生活経済学会会長に報告する。選考委員会及び審査過程については、別に定める。

2 選考委員会での議事詳細は公表しない。

(会長賞の贈呈)

第 5 条 受賞者の発表は、当該研究大会最終日に行い、表彰は翌年度の研究大会の総会の場で行う。

なお、受賞者の氏名は、当該年度9月発行の『生活経済学研究』において発表する。

(賞状等)

第 6 条 会長賞の贈呈は、賞状をもって行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2014年度の総会において承認された日をもって施行する。

※ 2015年6月27日 一部改正

